

「運転者本人・配偶者限定特約」新設！

8月より 自動車保険バージョンアップ！

2004年7月12日

あいおい損害保険株式会社（社長 児玉 正之）は、2004年8月1日始期契約より、『トップラン』をはじめとする当社の自動車保険について、価格面においてもお客様により一層ご納得いただける商品をご提供する観点から、「運転者本人・配偶者限定割引」を導入する等のバージョンアップを行いますのでお知らせいたします。

1. 「運転者本人・配偶者限定特約」の新設および「運転者本人限定特約」の割引率拡大

ご夫婦のみが運転されるお客様に対しても価格面でより一層ご納得いただける商品をご提供するために「運転者本人・配偶者限定特約」を新設し、本特約を付帯したご契約の保険料を8%割引いたします。

また、同様の観点から、ゴールド免許のご本人のみが運転されるお客様向けの「運転者本人限定特約」についても、割引率を現行の18%から21%に拡大いたします。

2. その他のバージョンアップ

「臨時運転者担保特約」の適用対象者拡大

「臨時運転者担保特約」について、担保する運転者の範囲に「別居の未婚の子」と「業務中の同僚」を追加いたします。

「人身傷害補償保険」における被保険者の範囲拡大

ご本人・ご家族が他人の自動車を運転中に人身傷害事故が発生した場合に、その他人の自動車に同乗中の方につきましても人身傷害補償保険の対象といたします。

ノンフリート多数割引適用契約における分割割増の廃止

3台以上のお車を1つの保険証券でご契約いただく「ノンフリート多数割引」適用契約につきましても、割増なしに保険料を分割でお支払いいただけるようにいたします。

以上